東久留米市特定生産緑地指定の手引き

令和元年５月

（令和元年１０月改定）

東久留米市都市建設部都市計画課

**【目次】**

１．趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.１

２．特定生産緑地制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.１

３．特定生産緑地の指定の効果及び税制・・・・・・・・・・・・・・P.１

４．指定手続等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.４

５．特定生産緑地（指定・延長）を希望しないことの確認書について・・P.７

６．指定期限の延長について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.８

７．指定の解除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.８

８．よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.９

９．申請様式・記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.１２

※本手引きは、令和元年１０月に改定を行い、「特定生産緑地（指定・延長）しないことの確認書」に関する記載及び様式を追加しております。

**１．趣旨**

　この手引きは、申出基準日[[1]](#footnote-1)が近く到来する生産緑地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法（昭和４９年法律第６８号。以下「法」という。）第１０条の２から第１０条の６の規定に基づく特定生産緑地の指定等に関し、平成３１年３月に国土交通省が作成した「特定生産緑地指定の手引き」を踏まえ、必要な事項を定めるものです。

（平成３年以前の旧生産緑地法に基づき指定された生産緑地「旧法の生産緑地」は、対象外です。）

＜参考＞

「特定生産緑地指定の手引き」（国土交通省　都市局　都市計画課　公園緑地・景観課）

URL:http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\_city\_plan\_tk\_000041.html

**２．特定生産緑地制度の概要**

平成２８年に国が作成した「都市農業振興基本計画」において、都市農地の位置付けは、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換されました。それを受け、平成２９年に生産緑地法が一部改正され、農地を計画的に保全するための制度の一つとして、特定生産緑地制度が創設されました。

特定生産緑地制度は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地について、市町村長が、所有者の意向を基に農地等利害関係人[[2]](#footnote-2)の同意を得て、特定生産緑地として指定することにより、買取り申出が可能となる期日を１０年延期する制度（以降、繰り返し１０年の延長が可能）で、これにより、申出基準日以後も、引き続き生産緑地が保全され、良好な都市環境の形成が図られることが期待されます。

なお、特定生産緑地の指定は、申出基準日までに行うこととされており、その後は、特定生産緑地に指定することはできません。

**３．特定生産緑地の指定の効果及び税制**

**（１）指定の効果**

特定生産緑地に指定することにより、営農だけでなく相続時等において様々な効果があります。制度内容を十分にご理解のうえ、指定を希望するかご判断いただきますようお願いします。

なお、指定されなかった生産緑地については、申出基準日以後、買取り申出を行い、行為の制限が解除されるまでは、引き続き生産緑地地区内の農地として、建築行為の制限や農地としての管理義務が生じます。

|  |  |
| --- | --- |
| **営農を続ける際には・・・** | |
| 特定生産緑地を選択 | 特定生産緑地を選択しない |
| **○**　固定資産税等は引き続き農地評価です  特定生産緑地の固定資産税・都市計画税は引き続き、農地評価・農地課税です。  **○**　１０年毎に特定生産緑地の期限を延長するか判断できます  特定生産緑地の指定期限は、１０年毎に延長できます。  なお、10年の間に相続が生じた場合、これまで同様、買取り申出が可能です。 | **☓**固定資産税等の負担が急増します  申出基準日からおおむね５年後には、ほぼ宅地並み課税の税額まで上昇します。  **☓**申出基準日後は、特定生産緑地を選択することはできません  特定生産緑地は、生産緑地地区の都市計画決定後30年が経過する日までにしか指定できません。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **相続する際には・・・** | |
| 特定生産緑地を選択 | 特定生産緑地を選択しない |
| **○**　次の相続での選択肢が広がります  次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買取り申出をするかを選択できます。  **○**　農地を残しやすくなります  平成30年に「都市農地の貸借の円滑化に係る法律」が施行され、次世代の方が、第三者に農地を貸しても、相続税の納税猶予が継続します（貸付けている農地に相続が発生した場合も、納税猶予の特例の適用を受けることができます）。 | **☓**　次の相続での選択肢が狭まります  特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません（現世代の納税猶予は、次の相続まで継続します）。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **買取り申出する際には・・・** | |
| 特定生産緑地を選択 | 特定生産緑地を選択しない |
| **×**自由に買取り申出ができません  １０年後の特定生産緑地指定期限日以後又は主たる従事者の死亡・故障の場合にのみ買取り申出が可能です。 | **○**　自由に買取り申出ができます  いつでも買取り申出ができます。 |

※買取り申出の日から３箇月以内に買取りしない、あっせん不調となった場合は、行為の制限が解除され開発などの土地利用が可能になります。

**（２）税制**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | | 市街化区域内農地 | | |
| 生産緑地以外 | 生産緑地 | |
| （都市計画決定告示日から）３０年経過した  非特定生産緑地 | （都市計画決定告示日から）３０年まで又は  特定生産緑地 |
| 固定資産税等 | 固定資産税の課税 | 【宅地並み評価】  ・宅地評価額－造成費相当額  【宅地並み課税】  ・課税額=評価額×1/3×1.4％  ・前年度比5％増までに抑制 | 【宅地並み評価】  ・宅地評価額－造成費相当額  【宅地並み課税】  ・課税額=評価額×1/3×1.4％  ・前年度比5％増までに抑制  ・５年間激変緩和措置 | 【農地評価】  ・売買事例価格による評価  【農地課税】  ・課税額=評価額×1.4 ％  ・前年度比10%増までに抑制 |
| 都市計画税の課税 | 【宅地並み評価】  ・宅地評価額－造成費相当額  【宅地並み課税】  ・課税額=評価額×２/3×0.24％  ・前年度比5％増までに抑制 | 【宅地並み評価】  ・宅地評価額－造成費相当額  【宅地並み課税】  ・課税額=評価額×２/3×0.24％  ・前年度比5％増までに抑制  ・５年間激変緩和措置 | 【農地評価】  ・売買事例価格による評価  【農地課税】  ・課税額=評価額×0.24％  ・前年度比10%増までに抑制 |
| 相続税の  納税猶予 | | 納税猶予なし | 納税猶予なし  ・現世代の納税猶予のみ終身営農で免除  ・現世代に限り貸付け[[3]](#footnote-3)でも納税猶予継続 | 納税猶予あり  ・終身営農で免除  ・貸付けでも納税猶予継続 |
| 都市計画制限 | | 特になし | 買取り申出可能  建築制限あり | ３０年（特定：１０年）建築制限あり |

**４．指定手続等について**

**（１）指定要件**

　特定生産緑地の指定は、法で「周辺の土地利用の状況を勘案して、申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図るうえで特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定する」としています。そのため、指定に当たっては、以下の要件に適合していることが必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 生産緑地地区に指定されていること。 |
| ２ | 当該生産緑地が、適切に耕作されていることが確認できること。 |

※特定生産緑地の指定対象は、「申出基準日が近く到来することとなる生産緑地」とされています。

生産緑地に指定されていない農地及び既に申出基準日が過ぎている生産緑地は、特定生産緑地の指定対象にはなりません。

※原則として、都市計画法第５９条の規定による認可又は承認を受けた都市計画施設等の事業地内は除きます。

※２については、指定の期限の延長（P.7参照）を行う場合にも適用します。

なお、指定に際し、所有する生産緑地の一部を特定生産緑地地区に指定することは可能です。ただし、指定は筆単位となりますので、筆の一部を特定生産緑地に指定する意向がある場合は、分筆を行っていただく必要があります。

また、特定生産緑地の指定に当たっては、下限面積は設けていません。ただし、今後隣接する生産緑地の買取り申出等により、一団の区域の規模としての面積要件（３００㎡以上）[[4]](#footnote-4)を欠くこととなる場合は、当該生産緑地と合せて解除（いわゆる「道連れ解除」）になるケースも想定されますのでご注意ください。

その他の事項は、「東久留米市生産緑地地区指定基準」及び「東久留米市生産緑地地区指定基準細則」に準じます。

＜参考＞

法第１０条の２第１項

市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。

**（２）指定手続の流れ**

|  |  |
| --- | --- |
| 指定意向の確認 | 特定生産緑地に指定する意向のある生産緑地の所有者の方は、事前に市から送付した「特定生産緑地（指定・延長）申請兼農地等利害関係人同意確認書」に記載し、他の必要書類を添えて市に提出します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 東久留米市都市計画審議会[[5]](#footnote-5)での意見聴取 | 意向確認後、特定生産緑地に指定しようとする農地等について、市が都市計画審議会に諮り、意見聴取します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 指定の公示 | 市が特定生産緑地に指定したことを公示します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 所有者等への通知 | 特定生産緑地に指定意向のあった農地等について、市が所有者等へ指定の結果を通知します。 |

**（３）指定手続（指定意向の確認）の受付期間（平成４年及び５年告示の場合）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生産緑地地区の  告示年月日 | 指定の期限  （申出基準日） | 受付期間 |
| １９９２年１０月２７日  （平成４年） | ２０２２年１０月２７日  （令和４年） | ２０１９年12月～２０２２年２月末  （令和元年）　　　（令和４年） |
| １９９３年１０月１９日  （平成５年） | ２０２３年１０月１９日  （令和５年） | ２０１９年12月～２０２３年２月末  （令和元年）　　　（令和５年） |

※平成６年以降に告示した生産緑地地区の受付期間については、順次「申出基準日到来通知」にてご案内します。

※指定日に関わらず、１０年の期間の開始日は、申出基準日（指定の期限を延長（P.7参照）したときは、指定期限日）となります。

（例）＜平成４年１０月２７日に告示された生産緑地地区の場合の指定スケジュール＞



**（４）特定生産緑地指定申請に係る必要書類一覧**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類名 | 必要部数 | 備考 |
| 特定生産緑地（指定・延長）申請兼農地等利害関係人同意確認書（様式第１号） | １部 | ・申請者は、土地の所有者  ・押印（実印）が必要  ※ほかに農地等利害関係人がいる場合は、同意欄にも記入が必要 |
| 案内図 | １部 | ・申請する農地等の位置がわかる図面（住宅地図等） |
| 土地登記事項証明書（全部事項証明書） | １部 | ・３か月以内に発行されたもの  ・法務局で取得したものに限る（インターネットで取得したものは不可） |
| 公図の写し | １部 | ・３か月以内に発行されたもの  ・法務局で取得したものに限る（インターネットで取得したものは不可） |
| 印鑑証明書 | １部 | ・３か月以内に発行されたもの  ※農地等利害関係人が複数いる場合は、全員分が必要 |
| 委任状（参考様式） | １部 | ・代理人（農協など）が申請書を提出する場合のみ必要  ・委任者の押印（実印）が必要 |

※農地等利害関係人のうち、相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、市が一括して同意を取得しますので記載不要です。

**（５）指定手続の受付方法**

都市計画課窓口に提出、または郵送（簡易書留）にて申請してください。

（郵送先）

〒203－8555　東京都東久留米市本町3-3-1

東久留米市役所　都市建設部　都市計画課　計画調整担当　宛

**（６）指定、公示及び通知**

　特定生産緑地の指定については、法第１０条の２第３項の規定により、東久留米市都市計画審議会に意見を聴いたうえで指定及び公示します。併せて、同第４項の規定により指定した旨の通知を当該生産緑地に係る農地等利害関係人に通知いたします。

**５．特定生産緑地（指定・延長）を希望しないことの確認書について**

特定生産緑地へ指定する意向がある場合には、「４．指定手続等について」により、手続きを行う必要がありますが、特定生産緑地へ指定する意向がない場合には、「特定生産緑地（指定・延長）を希望しないことの確認書」を市に提出してください。

　確認書の提出があった筆については、原則として「４．指定手続き等について」に記載のある特定生産緑地の指定申請をすることはできません。

**（１）特定生産緑地（指定・延長）を希望しないことの確認書の受付期間**

　「４．指定手続き等について」（３）指定手続（指定意向の確認）の受付期間と同様です。

**（２）特定生産緑地（指定・延長）を希望しないことの確認書に係る必要書類一覧**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類名 | 必要部数 | 備考 |
| 特定生産緑地（指定・延長）を希望しないことの確認書  （様式第２号） | １部 | ・申出者は、土地の所有者  ・押印（実印）が必要 |
| 案内図 | １部 | ・申請する農地等の位置がわかる図面（住宅地図等） |
| 印鑑証明書 | １部 | ・３か月以内に発行されたもの  ※特定生産緑地（指定・延長）申請兼農地等利害関係人同意確認書に添付している場合は不要 |
| 委任状（参考様式） | １部 | ・代理人（農協など）が申請書を提出する場合のみ必要  ・委任者の押印（実印）が必要  ※特定生産緑地（指定・延長）申請兼農地等利害関係人同意確認書に添付している場合は不要 |

**（３）特定生産緑地（指定・延長）を希望しないことの確認書の受付方法**

都市計画課窓口に提出、または郵送（簡易書留）にて申請してください。

（郵送先）

〒203－8555　東京都東久留米市本町3-3-1

東久留米市役所　都市建設部　都市計画課　計画調整担当　宛

**（４）生産緑地の解除**

特定生産緑地へ指定しない場合、申出基準日以降に生産緑地の買取申し出を行うことができます。買取申し出を行い、行為の制限が解除されるまでは、引き続き生産緑地地区内の農地として、建築行為の制限や農地としての管理義務が生じます。申出基準日以降の生産緑地の取り扱いについては、２、３ページをご覧ください。

**６．指定期限の延長について**

　特定生産緑地の指定から１０年が経過する日（「指定期限日」）までに手続をすることで、指定の期限を１０年延長することが可能となります（その後繰り返し１０年延長可）。

なお、延長するに当たっては、指定時と同様の手続きが必要となります。

＜参考＞

法第１０条の３第１項

市町村長は、申出基準日から起算して１０年を経過する日が近く到来することとなる特定生産緑地について当該日以後においても指定を継続する必要があると認めるときは、その指定の期限を延長することができる。当該特定生産緑地について当該延長に係る期限が経過する日以後においても更に指定を継続する必要があると認めるときも、同様とする。

**７．指定の解除について**

　特定生産緑地の指定要件を満たさなくなった場合は、法で「遅滞なく指定を解除しなければならない」としています。

市長は、法の規定に基づき指定の解除を行ったときは、その特定生産緑地を公示するとともに、その旨を当該生産緑地に係る農地等利害関係人に通知します。

なお、指定の解除を行った場合の特定生産緑地の解除日は、次のとおりとします。

①法第８条第４項（生産緑地地区内における公共施設等の設置又建築物の新築等）に係る通知を受けた場合は、通知受理日

②買取り申出があった場合は、法第１４条の規定による行為の制限の解除日

③一団の生産緑地地区を構成する生産緑地が、法第１４条の規定により行為の制限が解除され、生産緑地地区の要件を満たさなくなった（いわゆる「道連れ解除」Ｐ.４を参照）場合は、都市計画決定告示日

＜参考＞

法第１０条の６第１項

市町村長は、特定生産緑地について、当該特定生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況の変化その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

**８.よくある質問**

Ｑ1　特定生産緑地に指定する意向がありますが、申請手続きについて、第三者に依頼することは可能ですか？

Ａ1　可能です。委任状（参考様式）の提出をお願いします。

Ｑ2　平成６年以降に指定を受けた生産緑地については、特定生産緑地の指定にあたり、所有者への意向確認は、いつ頃行うのですか？

Ａ2　所有者の方には、申出基準日の数年前にまでに、改めて意向の確認を行う予定です。

Ｑ3　特定生産緑地の指定申請した後に、取り下げはできますか？

Ａ3　指定の手続き上、原則として自己都合による取り下げはできません。

なお、相続等が発生した場合は、ご相談ください。

Ｑ4　特定生産緑地（指定・延長）を希望しないことの確認書を提出後に、特定生産緑地の指定申請手続きはできますか？

Ａ4　原則として、特定生産緑地（指定・延長）を希望しないことの確認書を提出した筆について、その後の自己都合による指定申請はできません。

なお、相続等が発生した場合は、ご相談ください。

Ｑ5　特定生産緑地に指定しないまま申出基準日が過ぎた場合は、特定生産緑地に指定できますか？

Ａ5　申出基準日後は、特定生産緑地に指定はできません。ただし、買取り申出を行い、生産緑地地区から削除された後、再度生産緑地に指定することは可能です。

なお、その場合、決定から30年の営農を経て特定生産緑地に指定することになります。tp://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\_city\_plan\_tk\_000041.html

Ｑ6　生産緑地でない農地等も特定生産緑地に指定できますか？

Ａ6　特定生産緑地は、生産緑地地区の都市計画決定から３０年経過する日が近く到来する生産緑地について、所有者の意向を前提として市が指定するものです。そのため、現在生産緑地でない農地等については、特定生産緑地に指定することが出来ません。

Ｑ7　所有する生産緑地の内、一部100㎡だけを指定することは可能ですか？

Ａ7　可能です。ただし、道連れ解除を防ぐため、要件を満たす面積（３００㎡以上）での特定生産緑地の指定が望ましいと考えます。

制度上は、特定生産緑地制度の下限面積はありませんが、複数の所有者で一団を形成している場合は、買取り申出等により面積要件の欠如により特定生産緑地の指定が解除となる可能性があることをご承諾いただいたうえで、指定することになります。

Ｑ8　生産緑地において、分筆せずに筆の一部分のみ測量による図面提出をもって特定生産緑地に指定することは可能ですか？

Ａ8　国の指針を踏まえ、分筆したうえで指定することとしております。

なお、分筆等に要する費用は、自己負担となりますのでご了承ください。

Ｑ9　所有者が特定生産緑地の指定意向を示した後、死亡した場合にはどのような手続きになるのですか？

Ａ9　所有者が死亡後、相続人等の同意のもと指定を希望する場合、特定生産緑地の指定に影響はありません。買取り申出を希望する場合、市町村は相続人等の同意のもと買取り申出の手続きを進めることとなり、すでに特定生産緑地の公示が行われている場合は、併せて特定生産緑地の指定の解除を行うこととなります。

Ｑ10　特定生産緑地に指定されないまま、生産緑地地区の都市計画決定から３０年が経過すると、生産緑地でなくなるのですか？

Ａ10 ３０年が経過しただけで、自動的に生産緑地でなくなるものではありません。

買取り申出を行い、行為の制限が解除されるまでは、生産緑地として建築行為の制限や農地としての管理義務は継続されることになります。ただし、買取り申出は、これまでと違い、死亡、故障によらず出来るようになります。

Ｑ11 特定生産緑地指定後の10年の間に、主たる従事者の死亡や故障の際に、子供が農地を引き継がない時は、買取り申出が出来ますか？

Ａ11 出来ます。営農が継続できないとすると、市へ買取り申出をし、市の判断として買い取らない場合は、農業経営者へあっせんを行い、それでも希望者がいない場合は、行為制限が解除されます。その場合は、宅地造成等が可能になります。

Ｑ12 相続税の納税猶予を受けている生産緑地で、特定生産緑地に指定しないまま、申出基準日が過ぎた場合、納税猶予はどうなりますか？

Ａ12 現在の相続人の納税猶予は継続されますが、次の相続が発生したとき、特定生産緑地の指定を受けていないと、次世代の相続人は納税猶予を受けることが出来なくなります。

Ｑ13 指定から30年が経過したことを理由とする買取り申出の際には、農業委員会が発行する主たる農業従事者の証明書の添付は必要ですか？

Ａ13 不要です。

＜参考＞

「特定生産緑地指定の手引き」（国土交通省　都市局　都市計画課　公園緑地・景観課）

URL:http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\_city\_plan\_tk\_000041.html

（様式第１号）

年　　月　　日

東久留米市長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者  （土地所有者） | 住　所 |  |
| 氏　名 | 実印 |

（連絡先：　　　　－　　　　－　　　　）

特定生産緑地（指定・延長）申請兼農地等利害関係人同意確認書

特定生産緑地への（指定・延長）について、農地等利害関係人の同意の確認と合わせ申請します。

１．特定生産緑地（指定・延長）を希望する農地

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 所在地番 | 地積  （㎡） | 告示日 | 申出基準日 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |

※表に入りきらない場合は、続き欄１をご利用ください

２．農地等利害関係人の同意

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 権利種別 | 住　所　・　氏　名 | 押印（実印） |
| 所有権・抵当権  他（　　　） |  |  |
| 所有権・抵当権  他（　　　） |  |  |
| 所有権・抵当権  他（　　　） |  |  |
| 所有権・抵当権  他（　　　） |  |  |

※申請者以外に土地所有者がいる場合は、こちらに記載してください。

※農地等利害関係人の記載がある場合は、権利の証明をできる書面を添付してください。

※表に入りきらない場合は、続き欄２をご利用ください。

※所有権、抵当権に〇をつけるか、他（　　　）内に権利名称を記載してください。

※相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、当市で一括して同意を取得しますので記載不要です。

【添付書類】

　案内図・土地登記事項証明書・公図の写し・印鑑証明書（農地等利害関係人全員分）・委任状（代理人に委任する場合）

（続き欄１）特定生産緑地（指定・延長）を希望する農地

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 所在地番 | 地積  （㎡） | 告示日 | 申出基準日 |
| ６ |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |
| １２ |  |  |  |  |
| １３ |  |  |  |  |
| １４ |  |  |  |  |
| １５ |  |  |  |  |
| １６ |  |  |  |  |
| １７ |  |  |  |  |
| １８ |  |  |  |  |
| １９ |  |  |  |  |
| ２０ |  |  |  |  |
| ２１ |  |  |  |  |
| ２２ |  |  |  |  |
| ２３ |  |  |  |  |
| ２４ |  |  |  |  |
| ２５ |  |  |  |  |

（続き欄２）農地等利害関係人の同意

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 権利種別 | 住　所　・　氏　名 | 押印（実印） |
| 所有権・抵当権  他（　　　） |  |  |
| 所有権・抵当権  他（　　　） |  |  |
| 所有権・抵当権  他（　　　） |  |  |
| 所有権・抵当権  他（　　　） |  |  |

（様式第１号）

【記載例】

西暦又は和暦

○○年○月○日

東久留米市長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者  （所有者） | 住　所 | 東久留米市本町3－3－1 |
| 氏　名 | 東久留米　太郎　　　　　　　　　　　　実印 |

（連絡先：042－470－7777）

特定生産緑地(指定・延長)申請兼農地等利害関係人同意確認書

特定生産緑地への(指定・延長)について、農地等利害関係人の同意の確認と合わせ申し込みます。

１　特定生産緑地(指定・延長)を希望する農地

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 所在地番 | 地積  （㎡） | 告示日 | 申出基準日 |
| １ | 本町○丁目△番□ | 1,000 | 平成4年10月27日 | 令和4年10月27日 |
| ２ | 本町○丁目△番△ | 2,000 | 平成4年10月27日 | 令和4年10月27日 |
| ３ | 本町○丁目▽番◇ | 5,000 | 平成5年10月15日 | 令和5年10月15日 |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |

※表に入りきらない場合は、続き欄１をご利用ください

２　農地等利害関係人の同意

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 権利種別 | 住　所　・　氏　名 | 押印（実印） |
| 所有権・抵当権  他（　　　） | 東久留米　次郎  所有者が複数いる場合  東久留米市本町●丁目▲番■号 | 実印 |
| 所有権・抵当権  他（　　　） | ●●銀行  東久留米市本町●丁目■番▲号 | 実印 |
| 所有権・抵当権  他（　　　） | 抵当権が設定されている場合 |  |
| 所有権・抵当権  他（　　　） |  |  |

※申請者以外に土地所有者がいる場合は、こちらに記載してください。

※農地等利害関係人の記載がある場合は、権利の証明をできる書面を添付してください。

※表に入りきらない場合は、続き欄２をご利用ください。

※所有権、抵当権に〇をつけるか、他（　　　）内に権利名称を記載してください。

※相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、当市で一括して同意を取得しますので記載不要です。

【添付書類】

　案内図・土地登記事項証明書・公図の写し・印鑑証明書（農地等利害関係人全員分）・委任状（代理人に委任する場合）

（様式第２号）

年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出者  （土地所有者） | 住　所 |  |
| 氏　名 | 実印 |

東久留米市長　殿

（連絡先：　　　　－　　　　－　　　　）

特定生産緑地（指定・延長）を希望しないことの確認書

次の生産緑地について、特定生産緑地への（指定・延長）を希望しないことを確認します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 所在地番 | 地積  （㎡） | 告示日 | 申出基準日 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |
| １２ |  |  |  |  |
| １３ |  |  |  |  |
| １４ |  |  |  |  |
| １５ |  |  |  |  |
| １６ |  |  |  |  |
| １７ |  |  |  |  |
| １８ |  |  |  |  |
| １９ |  |  |  |  |
| ２０ |  |  |  |  |
| ２１ |  |  |  |  |
| ２２ |  |  |  |  |
| ２３ |  |  |  |  |

【添付書類】

　案内図・印鑑証明書・委任状（代理人に委任する場合）※

　　　　　※特定生産緑地（指定・延長）申請兼農地等利害関係人同意確認書に添付している場合は不要

（様式第２号）

西暦又は和暦

【記載例】

○○年○月○日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者  （土地所有者） | 住　所 | 東久留米市本町3－3－1 |
| 氏　名 | 東久留米　太郎　　　　　　　　　　　　実印 |

東久留米市長　殿

（連絡先：042－470－7762）

特定生産緑地（指定・延長）を希望しないことの確認書

次の生産緑地について**、特定生産緑地への（指定・延長）を希望しないこと**を確認します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 所在地番 | 地積  （㎡） | 告示日 | 申出基準日 |
| １ | 本町○丁目△番□ | 1,000 | 平成4年10月27日 | 令和4年10月27日 |
| ２ | 本町○丁目△番△ | 2,000 | 平成4年10月27日 | 令和4年10月27日 |
| ３ | 本町○丁目▽番◇ | 5,000 | 平成5年10月15日 | 令和5年10月15日 |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |
| １２ |  |  |  |  |
| １３ |  |  |  |  |
| １４ |  |  |  |  |
| １５ |  |  |  |  |
| １６ |  |  |  |  |
| １７ |  |  |  |  |
| １８ |  |  |  |  |
| １９ |  |  |  |  |
| ２０ |  |  |  |  |
| ２１ |  |  |  |  |
| ２２ |  |  |  |  |
| ２３ |  |  |  |  |

【添付書類】

　案内図・印鑑証明書・委任状（代理人に委任する場合）※

　　　　　※特定生産緑地（指定・延長）申請兼農地等利害関係人同意確認書に添付している場合は不要

（参考様式）

委任状

　東久留米市長　殿

　　　　年　　月　　日

【**委任者】**

住　所

　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　**印**

　　　私は、 ・**特定生産緑地（指定・延長）申請**

**・特定生産緑地（指定・延長）を希望しないことの確認書の提出**

（※該当するものに○をつける）

**に係る一切の権限**を下記の者に委任します。

記

**【受任者】**

　　　　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　

【記載例】

（参考様式）

委任状

　東久留米市長　殿

　　○○年〇月〇日

【**委任者】**

住　所　　東久留米市本町３－３－１

　　　　　氏　名　　東久留米　太郎　　　　　　　**印**

　　　私は、 ・**特定生産緑地（指定・延長）申請**

該当しない場合は二重線を引く

**・特定生産緑地（指定・延長）を希望しないことの確認書の提出**

（※該当するものに○をつける）

**に係る一切の権限**を下記の者に委任します。

記

**【受任者】**

　　　　　住　所　　　東久留米市滝山４－１－１０

氏　名　　　東久留米　花子　　　　　　　　　　

【問い合わせ先】

東久留米市都市建設部都市計画課（市役所５階）

〒203-8555東久留米市本町三丁目３番１号

　電話番号：042-470-7777（内線2712）

1. １　申出基準日：生産緑地地区に関する都市計画決定の告示日（生産緑地の指定日）から起算して、３０年を経過する日のことをいいます。（法第10条） [↑](#footnote-ref-1)
2. ２　農地等利害関係人：農地等について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは貸借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいいます。（法第3条第4項） [↑](#footnote-ref-2)
3. ３　都市農地の賃借の円滑化に関する法律、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく賃借に限ります。 [↑](#footnote-ref-3)
4. ４　「東久留米市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」で、下限面積を３００㎡以上と定めています。（同条例第２条） [↑](#footnote-ref-4)
5. ５　東久留米市都市計画審議会：都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定にもとづき、市の都市計画に関する事項について、市長の諮問に応じて調査・審議することを目的に設置されるものです。 [↑](#footnote-ref-5)